

北海道告示第 11644 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の業務停止の処分をした。

令和 5 年（2023 年）12 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1 処分をした年月日

令和 5 年（2023 年）12 月 26 日

2 処分を受けた建築士

（1）氏名

中野 修

（2）一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

（3）登録番号

北海道知事登録 第（石）13782 号

3 処分の内容

令和 6 年（2024 年）2 月 1 日から令和 6 年（2024 年）4 月 30 日までの 3 月の業務停止

4 処分の原因となった事実

二級建築士である中野修は、牛舎 1 件について、確認済証を偽造し、これを行使した。

このことは、建築士法第 10 条第 1 項第 2 号に該当する。